平成２７年（フ）第４４３号
大阪府藤井寺市津堂２丁目98番３号
破産者　株式会社ホーセイ
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
岡山県真庭市中344番地
破産者　株式会社ロアール
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第８３号
岡山県久米郡美咲町藤原220番地
破産者　株式会社フジワラ商事
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第５５０号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目６番18号
破産者　株式会社レッツ
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７号
秋田県由利本荘市牛寺字境目224番地
破産者　有限会社吉尾工務店
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２３０号
茨城県桜川市大国玉3293番地
破産者　有限会社石福石材
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７０４４号
東京都渋谷区本町１―29―14、登記簿上の本店東京都杉並区下高井戸１丁目19番13号
破産者　株式会社ＩＡＴコーポレーション
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６５号
東京都府中市美好町３丁目14番地５
破産者　有限会社泰隆商事
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９６６号
東京都八王子市廿里町１番地５
破産者　佐藤　宣博
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１００１号
千葉市中央区南生実町1466番地10　レオパレスリビングメイト学園前203号
破産者　小松崎邦英
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７５３号
千葉市若葉区若松町413―16　レオパレスクレール光優Ⅰ　109号室、住民票上の住所千葉市若葉区桜木３丁目９番12号　グリーンハイツ５番館107号
破産者　安東　　稔
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７５６号
千葉県市原市能満1109番地６
破産者　野津　惠子
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３８号
最後の住所　山梨県甲府市伊勢４丁目７番15号数野昭子方、前住所山梨県甲府市宝２丁目27番３号
破産者　被相続人亡望月泉相続財産（開始決定時望月泉）
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９４４号
埼玉県川口市末広３丁目３番35―501号
破産者　有限会社ＳＧエクステリア
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
千葉市稲毛区六方町26番地５
破産者　株式会社サンドレック建築設計
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３６号
奈良県大和高田市今里町16番５号
破産者　有限会社八光
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１００２号
札幌市西区琴似２条７丁目２番５号
破産者　株式会社久住書房
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２６号
札幌市東区伏古11条１丁目１番38号
破産者　株式会社Ｍ・Ｓ・Ａ
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８号
栃木県栃木市吹上町180番地
破産者　有限会社ホームズ
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第８３３号
千葉市花見川区花見川２番33棟502号
破産者　廣瀬惠美子
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９７６号
千葉市稲毛区小深町69番地　リビングタウン稲毛の杜Ｂ棟207号
破産者　兼安　仁嗣
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係